

令和4年 5月 第3回小川町農業委員会総会議事録

開催年月日	令和4年 5月 25日(水)					
開催場所	小川町役場 3階 大会議室					
開催時刻宣告者	午前・午後 1時 30分 小川町農業委員会長					
閉会時刻宣告者	午前・午後 2時 5分 小川町農業委員会長					
議長	山田 富子(会長)					
農業委員	席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
	1	中野 勝	出席 欠席	8	田下三枝子	出席 欠席
	2	島田 一	出席 欠席	9	遠藤 勉	出席 欠席
	③	関口 豊	出席 欠席	10	永田 宏	出席 欠席
	④	田中 正之	出席 欠席	11	神田 治雄	出席 欠席
	5	笠原 敏夫	出席 欠席	12	福島 由博	出席 欠席
	6	横田智恵美	出席 欠席	13 副会長	柴崎 勝	出席 欠席
	7	河村 恵	出席 欠席	14 会長	山田 富子	出席 欠席
	出席委員	14名		欠席委員	0名	
法第29条により出席した 農地利用最適化推進委員	担当地区	氏名	摘要	担当地区	氏名	摘要
	小川	久保 憲		竹沢	新井 邦男	
		田口 英夫	欠席		吉田 正巳	
		石川 忠一			八和田	永島 和夫
	大河	荒井 茂		坂田 辰夫		
		新井 實一				
出席委員	8名					
議事参与者	氏名	摘要	総会書記	氏名	摘要	
				岡部 孝一	事務局長	
				浅見 健一	次長	
				森澤 千紘	主査	

議案日程

議事録署名委員の指名

議案第1号 農業振興地域整備計画の変更について

議案第2号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（素案）について

議案第3号 令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画（素案）について

議案第4号 令和4年度農作業受託料金について

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

会議の概要

議長

定刻になりましたので、ただいまより令和4年度5月第3回総会を開会いたします。

開会時間は午後1時30分です。

なお、本日の会議において、農業委員会等に関する法律第29条により、農地利用最適化推進委員の出席を求めています。本日は推進委員「田口英夫委員」より欠席の連絡を受けております。出席農業委員は14名中14名で、定員数に達しておりますので総会は成立しております。出席を求めた農地利用最適化推進委員の出席人数は8名です。

お願い事項として、質疑等は挙手の後、許可を得て起立して、議席番号、氏名を名乗ってから行うようお願いいたします。次に、携帯電話はマナーモードに設定し、緊急以外は通話しないことをお願いいたします。

つづきまして日程1、議事録署名委員の指名ですが、席順により、議席番号3番「関口豊」委員、4番「田中正之」委員をお願いいたします。

それでは、日程に従い議事に入ります。

日程2、議案第1号「農業振興地域整備計画の変更について」を上程いたします。今月は1件の申請がありました。事務局より報告をお願いします。

事務局

はい。事務局よりご説明いたします。

議案第1号「農業振興地域整備計画の変更について」小川町長から、小川町農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に伴う意見を求められたので、意見の決定を諮るとのことであります。

本案件は農業委員改選後初めての議案となりますのでご説明いたします。農地には町の農業振興地域整備計画で指定している農用地区域というものがあります。区域と言っておりますが、地番ごとに設定されており、そこは町として農業振興をしていきたい地域として農地転用についても制限がかかります。農用地区域に指定されている地番を通称「青地」と呼んでおり、この指定を外す手続きを「除外」と呼んでいます。農地転用をする場合には、まずこの除外の手続きが必要となります。今ご説明したお話は、4月にお配りしました研修テキスト③の14ページにも載っておりますので後ほど各自確認しておくようお願いいたします。

そして、市町村は同法施行規則第3条の2第2項の規定により除外をするとき（農業振興地域整備計画の変更をしようとするとき）は、農業委員会の意見を聞くものとするとしてありますので、今回議案となっている次第です。

この度、町より1件の除外案件について当委員会に意見が求められていますので、ご審議のほどよろしくおねがいします。

（申請番号1番について説明）

除外後の農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の区域にある農地「第1種農地」に当たると判断されます。

最後に調査区は、八和田地区になります。以上、内容説明とさせていただきます。

よろしくようお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。

3番関口委員

議席番号3番の関口が報告いたします。

- 3 番関口委員 5月20日午前8時30分に八和田公民館に集まって、農業委員6名、推進委員3名、計9名で現地調査を行いました。
- 現地は道路に面し、好立地な場所と思われます。
- 隣接農地所有者から同意書ももらっており、水利組合からも合併浄化槽からの排水について、水路を使って流すことで許可を取っております。
- 担当地区としては特に問題なしと判断いたします。
- 皆様のご審議よろしく申し上げます。
- 以上です。
- 議長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。
- (質疑なし)
- 議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。
- (質疑なし)
- 議長 質疑がないようですので、採決に入ります。議案第1号申請番号1番につきまして、承認に賛成の方の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議長 全員賛成ですので申請番号1番については可決、承認されました。ありがとうございました。
- 日程3、議案第2号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（素案）について」と議案第3号「令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画」につきましては関連していますので一括して上程いたします。事務局より説明をお願いします。
- 事務局 事務局より議案第2号、議案第3号につきまして続けてご説明させていただきます。議案第2号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（素案）について」及び、議案第3号「令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」承認を求めるとのことです。
- まずは活動計画等について、概要をご説明させていただきます。平成21年1月23日付け農林水産省経営局長からの「農業委員会の適正な事務実施について」という通知に基づきまして毎年度、地域の農業者等の意見・要望等を反映させた活動計画を作成し、年度末には活動に対する点検評価をし、公表するものとなっております。
- 農業委員会が行っている業務は、農地法その他の法令に基づき権限で処理する法令業務、農地等の利用の促進など促進等事務がございます。法令業務につきましては、判断の透明性や全国的な公平性が求められているところです。一方、促進等事務につきましては、内外問わず活発な農業委員会の活動が強く求められております。
- 今回提案する本議案でございますが、毎年度にその年度の活動に対しての点検・評価を行うものです。法令事務についての点検・評価、促進等事務につきましては活動計画に対する活動実績や達成状況の評価等を実施するものでございます。
- 事務局 当委員会の活動内容の点検・評価の素案は、この後、議決をいただきましたら、ホームページ等で公開する予定です。

それでは資料についてご説明いたします。

(「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(素案)」について説明)

法令事務に関する点検評価においては、法令に従い、適正に事務処理している旨を記載し、利用状況調査の評価等を記載しています。

促進事務に関する評価については例年通り違反転用が行われないよう農業委員会の見守り活動により未然防止を図る旨を記載しています。

つづきまして令和4年度の活動計画について説明します。

(「令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画(素案)」について説明)

計画・目標としては、ほぼ前年と同様の内容とさせていただきます。前年に引き続き、遊休農地の未然防止や利用・活用のために、市街化調整区域内での利用権設定について制度の浸透を図っていきたい旨を記載しています。

以上、議案第2号、第3号の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長

質疑がないようですので、採決に入ります。議案第2号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(素案)について」及び、議案第3号「令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画(素案)について」につづきまして、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第2号、議案第3号については可決、承認されました。ありがとうございました。資料の(素案)の文字を消していただきますようお願いいたします。

つづきまして、日程5、議案第4号「令和4年度農作業受託料金について」を上程します。事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局より説明いたします。議案第4号「令和4年度農作業受託料金について」、令和4年度農作業受託料金について意見の決定を諮るとのことです。

これは、農繁期における各農家の農作業賃金を決める際の参考として ご利用いただくために、あくまでも目安として、農業委員会が情報提供するものです。

事務局

農業委員会法第6条第2項第2号②には「農業一般に関する調査及び情報の提供に関する実務を行うことができる」とあり、標準労働賃金の公表につきましてはこの一環にあたります。毎年、農業会議が、「農作業料金・農業労賃に関する調査」が実施されるのですが、その際の調査の方法として「農業委員会総会で諮り、農業委員の意見聴取、検討の上とりまとめ」とありますので、今回の総会でお諮りいただく次第です。

なお、こちらの情報は小川町広報とホームページに掲載する予定です。

それでは、議案第4号（資料）をご覧ください。

令和4年度農作業受託料金について、ということで、下の表にありますとおり、各作業につきまして10アール当たりの単価を定めていただきます。

1枚めくっていただき、【参考資料1】をご覧ください。こちらは過去2年の労働賃金が記載されております。表の左から「令和2年度」「令和3年度」の労働賃金、そして令和4年度の賃金案、資料提供受託者の平均額、受託者1～5のそれぞれの金額となっております。

資料提供の受託者については、小川町内で広く耕作してくださっている認定農業者2名、組合組織3団体となっております。

受託者5名の金額については、近年ずっと横ばいでしたが、今回は令和3年度より高くなっているものが多く、そのため、本年度の提案につきましては、受託者の平均を下回ったものについて価格を変更した金額で策定させていただきました。

それでは、令和4年度の案を読み上げます。

（令和4年度読み上げ）

最後に次ページには、【参考資料2】として、小川町の令和3年度の賃金と嵐山町における令和4年度の標準労働賃金の表を掲載させていただきました。類似団体との比較ということで、嵐山の回答を掲載しています。なお、嵐山の耕起は「水田耕起」とのことです。嵐山町は1社のみの調査です。

以上、議案第4号の説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

（質疑なし）

議長

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

吉田推進委員

推進委員の吉田です。

参考までにお伺いします。小川町の労働者の最低賃金は、現在いくらで設定されておりますか。

事務局

令和3年度となりますが、埼玉県の最低労働賃金は1時間当たり956円となっております。

議長

他にはございますか。

(質疑なし)

議長

他に質疑がないようですので、採決に入ります。議案第4号「令和4年度農作業受託料金について」につきまして、読み上げさせていただきます。

(議案第4号(資料)の金額を読み上げる)

以上のとおり、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第4号については可決、承認されました。ありがとうございました。

つづきまして、日程6、報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」を上程いたします。今月は2件の届出がありました。事務局より報告をお願いします。

事務局

事務局より報告いたします。報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」、申請人より農地法第4条第1項第8号の規定による届出があったので、報告するとのことです。

(申請番号1番～2番について順に読み上げる)

以上、報告いたします。

議長

ありがとうございました。

つづきまして、日程7、報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」を上程いたします。今月は2件の届出がありました。事務局より報告をお願いします。

事務局

事務局より報告いたします。報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」申請人より農地法第5条第1項第7号の規定による届出があったので、報告するとのことです。

(申請番号1番～2番について順に読み上げる)

以上、報告いたします。

議長

ありがとうございました。

つづきまして、「その他」について入ります。その他として議題として取り上げることはないでしょうか。

(挙手なし)

議長

ないようですので、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。これもちまして令和4年度5月第3回小川町農業委員会総会を閉会いたします。閉会時間は午後2時5分です。